

証券コード6466
平成28年12月7日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西立花町五丁目12番1号
東亜バルブエンジニアリング株式会社
代表取締役 真 鍋 吉 久

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年12月21日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年12月22日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 兵庫県尼崎市昭和通二丁目7番1号
都ホテルニューアルカイク 3階 鳳凰南の間 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1 | 第17期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2 | 第17期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎開会間際は受付が混雑しますので、お早めにご来場下さいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時間は午前9時を予定しております。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toavalve.co.jp/>）に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- （１）事業報告の「３．業務の適正を確保するための体制」、
 - （２）連結計算書類の「連結注記表」、
 - （３）計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び連結計算書類または計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toavalve.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎当社では、「決議ご通知」の発送を行わず、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toavalve.co.jp/>）での株主総会決議結果の開示をもちまして「決議ご通知」に代えさせていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府はじめ日本銀行等の各種政策の効果もあって、緩やかな回復の中で推移いたしました。

当社グループは、発電所用バルブの製造とメンテナンスを主な事業としておりますが、主力マーケットである原子力発電所（以下、「原発」）については、現在、九州電力川内原発1・2号機、四国電力伊方原発3号機が再稼働したものの、この先の見通しは決して順調とも明るいとも言えない状況にあって、当社グループの収益基盤である原発向け定期検査工事の安定的受注復活には、今なお厳しい環境が続いております。

このように、原発マーケットの低迷が続く中にあっても、原発用重要弁を納入してきた企業としての社会的責任を全うするため、再稼働後の定期検査工事体制を技術と施工能力両面で維持することを重要課題と意識しつつ、今後の再稼働に向けての整備・対策工事に伴う各種バルブ、サービス、関連機器等、スポット案件の受注・販売活動を継続してまいりました。

当社グループのもうひとつの収益の柱である火力発電所マーケットについては、長期に亘る原発停止を経て、省エネ意識の徹底や再生可能エネルギーの拡大などにより電力供給の安定化が徐々に図られてきたことから、各火力発電プラントにおいて大掛かりなメンテナンスが順次行われる状況にあって、輻輳するこれら案件を効率的に施工する体制を確立することで取りこぼしを無くし、確実に業績につなげるべく尽力してまいりました。

また当連結会計年度の2月には、株式会社キッツ（以下、「キッツ」）との間で、資本業務提携契約を締結いたしました。

この業務提携は、本年9月30日に公表した第1次中期経営計画「2021・100年前夜 T V E 再成長プラン」（※）において、『新分野・新市場への取り組み』、『社内構造改革』と併せ、中期経営目標達成のための重要施策に位置付け、技術・製造・販売・調達・メンテナンス・製鋼の各分野で協調を図ることでより大きな相乗効果を生み出し、今後の業績の拡大につなげていきたいと考えております。

早速、当連結会計年度におきまして、中国向け安全弁の主要部品をキット経由で調達することでコストダウンを実現しており、当該案件は当連結会計年度に売上を計上いたしました。

現時点では調達可能な部品の範囲、素材・仕様・顧客意向などの制約から、金額的にも物的にも僅かなものに留まりますが、この実績を足掛かりにして、今後さらにコストダウンをはじめ提携効果を具体化していきたいと考えております。

そして、本中期経営計画の策定に併せ、本年10月からは平成24年以降継続してきた収益改善プロジェクトである『七本の矢』作戦を『プロジェクト7』として再スタートしました。キットとの業務連携による成果・従業員のマインドに与える影響を当社グループの多方面に取り込みながら、企業基盤の高収益体質化への改革を進めていく計画です。この詳細については、今後、機会あるごとに、諸々の開示手段を通じてご報告申し上げたいと考えております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、前連結会計年度に引き続き火力発電所向けが好調に推移したものの、原発向けが前連結会計年度に比して減収になったことを主因に、売上高85億20百万円（前年同期比7.2%減）に留まり、この減収に加え、仕掛品の減少により当連結会計年度の固定費負担が増加したことなどから、営業利益は2億47百万円（同66.0%減）、経常利益は2億95百万円（同63.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億31百万円（同66.6%減）となりました。

報告セグメント別の状況については、パルプ事業では、原発再稼働準備に伴うパルプ需要がひと段落したことから、前連結会計年度に比して新製弁、部品関連の売上が減少し、火力発電所向けを中心にメンテナンス関連の受注が伸びたものの全体としては売上高65億58百万円（前年同期比8.5%減）、セグメント利益10億4百万円（同35.7%減）となりました。

製鋼事業は、三重県伊賀市の casting 専用工場を製造拠点としており、パルプ製造のひとつの工程としてパルプの主要 casting 部品を製造することを主要業務としておりますが、前述のとおりパルプ事業が低迷する中にあることは、生産能力分の工場稼働確保が収益性改善のための基本的課題となっています。

これまで、形状的・素材の高難度案件の受注拡大と、 casting 素材に機械加工・非破壊検査などを付加することで顧客満足度を高めながら受注価格の引き上げを図り、同時に casting 物の宿命である内部欠陥対策コストの低減につなげていくことを主要政策に業績の改善を図ってまいりました。

しかし、 casting 製品の市場価格低迷と、容易には解決できない製鋼事業独特の制約が多々あることから、セグメント利益の黒字化には未だ至っておりませんが、

当連結会計年度においては特に新規顧客開拓に重点を置いた営業拡大策により、売上高14億15百万円（前年同期比11.6%増）、セグメント利益1億7百万円の赤字（前年同期は1億54百万円の赤字）と増収を果たし、赤字幅を縮小することができました。

除染事業は、福島県いわき市に本社を置く連結子会社の東亜クリエイト株式会社が事業活動を展開しており、原発向けバルブメンテナンス事業で培った放射線管理業務のスキルを活かし、福島第一原発事故による放射線汚染地域の除染を足掛かりとし、今後の原発廃炉関連業務への発展・拡大を目指しております。

現在のところは、福島県下の地域除染と放射線汚染水処理プラントや低レベル放射性廃棄物焼却プラントへのオペレーター派遣を主たる事業内容としておりますが、当連結会計年度は地域除染が徐々に縮小傾向に入ったことから収益が伸び悩み、売上高5億46百万円（前年同期比26.6%減）、セグメント利益は51百万円（同25.9%減）の減収減益となりました。

報告セグメント別の損益の状況は「表2：報告セグメント別の業績」を、報告セグメント別の受注の状況は「表3：報告セグメント別の受注の状況」をご参照下さい。

※第1次中期経営計画「2021・100年前夜 T V E 再成長プラン」は、当社ウェブサイトに掲載しております。

表1：報告セグメント内の種類別売上高

（単位：百万円）

報告セグメント	種類別の売上高	第16期 (平成27年9月期)	第17期 (当連結会計年度) (平成28年9月期)	前年同期比 (%)
パルプ事業	パルプ（新製弁）	2,107	1,401	△33.5
	パルプ用取替補修部品	1,668	1,136	△31.9
	原子力発電所定期検査工事	498	659	32.3
	その他メンテナンス等の 役務提供	2,896	3,361	16.0
	小計	7,171	6,558	△8.5
製鋼事業	鋳鋼製品	1,267	1,415	11.6
除染事業	地域除染等	744	546	△26.6
	合計	9,183	8,520	△7.2

表 2：報告セグメント別の業績

(単位：百万円)

報告セグメント	第 16 期 (平成27年 9 月期)		第 17 期 (当連結会計年度) (平成28年 9 月期)	
	売 上 高	セグメント利益 又は損失 (△)	売 上 高	セグメント利益 又は損失 (△)
バ ル ブ 事 業	7,171	1,562	6,558	1,004
製 鋼 事 業	1,267	△154	1,415	△107
除 染 事 業	744	69	546	51
消 去 又 は 全 社	－	△750	－	△701
合 計	9,183	726	8,520	247

表 3：報告セグメント別の受注の状況

(単位：百万円)

報告セグメント	第 16 期 (平成27年 9 月期)		第 17 期 (当連結会計年度) (平成28年 9 月期)	
	受 注 高	受注残高	受 注 高	受注残高
バ ル ブ 事 業	6,933	3,803	6,643	3,888
製 鋼 事 業	1,242	398	1,537	520
除 染 事 業	751	7	740	200
合 計	8,927	4,209	8,920	4,610

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中における必要な資金は、自己資金及び金融機関からの借入金で充ちしました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は 2 億13百万円であり、その主な内容は次のとおりであります。

内 容	投 資 額	事 業 別 名 称
基幹システムサーバー機器更新	76百万円	バルブ事業・製鋼事業
基 幹 シ ス テ ム 高 度 化	29	バルブ事業・製鋼事業
事 務 所 空 調 機 器 更 新	21	バ ル ブ 事 業

(4) 対処すべき課題

①基本課題

当社グループはこれまで国内原発の原型炉、実証炉、商用炉全てにバルブを納入してまいりました。原発黎明期においては主要なバルブは海外製品が導入されていましたが、現在では、特にPWRと呼ばれる加圧水型原発の重要なバルブ・安全弁は当社製品をご採用いただいております。

このように当社グループは日本の原発の発展とともに歩んでまいりました。よって原発に対する企業責任、つまり原発用機器製造納入事業者としての責任と使命は今後も何があっても果たしていくことを基本的な会社方針としております。しかし昨今の原発を取り巻く状況は当社グループにとって非常に厳しいものとなっています。特に司法判断により原発が再稼働できない、或いは運転を停止する状況には強い危機感を抱かざるを得ません。

いわゆる3.11による福島第一原発事故以降、当社は売上高を20%以上減らしています。そして、見込み生産や定期保守契約などを伴わない個別受注型の事業形態は、その時々受注の状況により生じるたな卸資産の増減に業績を左右され、労働集約的に行われるこれら生産・サービスでは原価に占める固定費の割合が大きいことから収益増減による利益感応度が高く、なかなか業績の安定化を実現できない状況です。

当社グループは予てより特定の事業分野への過度の依存をリスクとして認識し開示してまいりましたが、全く想定外の事態によりこれが顕在化し、昨今の厳しい状況に陥ることとなりました。二度と同じ轍は踏まないことを肝に銘じながら、しかし原発関連企業として責任を全うするために何が必要か、何をすべきかを考え、遅ればせながらではありますが本年9月30日に中期経営計画を公表しました。

この中の主要政策立案に際しては、業績の改善にサブライズや奇策は必要無く、バルブ事業をさらに深化させることこそが王道であるとの認識のもと、キッツとの業務連携を含めた重層的な施策による海外市場展開の拡大、廃炉事業への参画、経営基盤の強化を主要施策と位置付けました。これを確実に実施、進めることで、中期経営計画を必達することが基本課題であると認識しております。

②バルブ事業部門

(新たなマーケットの開発)

旺盛な経済発展を続ける中国及び東南アジア諸国では数多くの火力発電所建設計画がありますが、当社グループが現在の業容を維持しさらに拡大を目指すのならば、この海外電力マーケットに対しどのようなアプローチを行っていくかが重大な鍵となることは言うまでもありません。そして本年9月には、気候変動枠組条約国会議のいわゆる「パリ協定」を中国が批准する見込みとなったことから、今後、同国における電力政策に変化が生じるかもしれない状況となってきました。

しかしいずれにせよ、海外市場の開拓を成功させるためには、当社グループが抱える基本的課題である、コストダウン、販売力強化、調達力強化など全てを解決する必要があります、まさにこれらの集大成として実現し得るものであると考えております。

そしてこれら多くの課題は、本年度に締結したキッツとの業務提携が解決の糸口となり得るものと考えており、これまでの営業政策を引き続き展開しながら、より早く・広く・着実に推進するための協調を行ってまいります。

(情報の活用)

ビッグデータやセンシング技術などが事業に取り込まれ、多方面で新たなマーケットの創出、ビジネスモデルの開発につながっています。さらにはコンピューターを離れ、何かをインターネットにつなぐことで新たなビジネスを広げるIoT技術も話題になってきました。

当社グループにおいても、長年の経験や知見、そして電力用バルブメーカーとしてのブランド力や市場シェアを活かし、「情報」や「ノウ・ハウ」を商品とした事業展開の可能性についてさらに深く掘り下げる必要があると考えています。

当社グループはこれまで、良くも悪くも愚直なまでに実直なメーカー精神により会社を支えてきましたが、「モノ」、さらに言えば「バルブそのもの」から離れることで何ができるのかを考え、実践していくことが今後の課題と考えております。

(技術の伝承)

当社グループがこれからも原発関連企業として責任を全うし、産業用バルブのトップメーカーであり続けるためには、技術の維持・発展は最優先課題であり、現在の業績低迷を理由になおざりにされるようなことがあってはならないと考えております。

技術は常に進歩し、知見も経験もそれに伴い更新され発展していきます。そのような中にあるのは、従来のような職人育成型の技能伝承に固執するようなことがあってはならず、科学的で合理的で持続性をもった技能の伝承が重要であると考えています。

そしてその結果として、全役職員が高い使命感と明確な目標・目的意識をもって、全社一丸となって会社の持続性を確保していく決意であります。

（コストの低減）

当社グループのバルブは、一品一品をお客様の仕様に従い労働集約的に生産するため、性能・品質・耐久性で高い評価をいただいておりますが、コスト面ではまだまだ改善の余地を多く残すものと考えております。

これまでの業績低迷期には、「作る物」より「作り方」に重点をおいてコストダウン施策を実施してまいりましたが、昨今の品質管理の厳格化は必ずしもコスト削減施策とは相容れないことも否定できず、原発向けの厳しい品質管理体制を維持しながら、世界で通じる競争力確保のためのコストダウンを実現していく必要があります。そのためには今一度原点に立ち返り、当たり前ながらも図面、材質など基本からの見直しを図ることで、コストダウンにつなげる活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (平成25年 9 月期)	第 15 期 (平成26年 9 月期)	第 16 期 (平成27年 9 月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (平成28年 9 月期)
売 上 高 (百万円)	8,330	7,083	9,183	8,520
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	137	△1,120	808	295
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (百万円)	△262	△1,150	694	231
1株当たり当期純 利益又は1株当た り当期純損失(△) (円)	△112.43	△492.57	297.50	99.60
総 資 産 (百万円)	12,356	10,954	11,558	10,794
純 資 産 (百万円)	7,742	6,553	7,082	7,114

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
トウアサービス株式会社	50百万円	99.7% (0.4)	印刷、複写業務など
東亜クリエイト株式会社	10百万円	60.0%	除染、廃炉など
トウアバルブオーバーシーズPte. Ltd. (シンガポール)	181万シンガポ ールドル	100.0%	各種バルブのメンテナンスな ど

(注) 当社の出資比率の欄の()内は、当社が間接的に出資する比率であります。

(7) 主な事業内容 (平成28年 9 月30日現在)

当社グループは、バルブ総合サービス企業として、バルブの製造販売及びそのメンテナンス並びに各種鋳鋼製品の製造販売、除染及び廃炉関係を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (平成28年 9 月30日現在)

当社本社 兵庫県尼崎市西立花町五丁目12番1号
 国内営業拠点 兵庫県尼崎市、東京都港区、三重県伊賀市、ほか全国14拠点
 トウアサービス株式会社 (兵庫県尼崎市)
 東亜クリエイト株式会社 (福島県いわき市)
 海外営業拠点 トウアバルブオーバーシーズPte. Ltd. (シンガポール)
 国内生産拠点 兵庫県尼崎市、三重県伊賀市

(9) 従業員の状況（平成28年9月30日現在）

事業別名称	従業員数
バルブ事業	239名
製鋼事業	59
除染事業	9
全社（共通）	31
合計	338

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー）77名は、含まれておりません。
2. 上記従業員数は、前連結会計年度末に比べ14名減少しております。
3. 製鋼事業の従業員数は、三重県の伊賀工場に勤務する従業員の員数（管理部門を除く）を記載しております。

(10) 主要な借入先（平成28年9月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	180百万円
株式会社中国銀行	129
株式会社商工組合中央金庫	125
株式会社三井住友銀行	120
三菱UFJ信託銀行株式会社	120
株式会社山陰合同銀行	90
株式会社みなと銀行	75
株式会社三重銀行	60
株式会社池田泉州銀行	10

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成28年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 10,040,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,678,600株 |
| ③ 株主数 | 1,974名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 キ ッ ツ	302,200株	13.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	121,800株	5.37%
西 華 産 業 株 式 会 社	113,600株	5.01%
T O A 取 引 先 持 株 会	91,400株	4.03%
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	89,624株	3.95%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	68,000株	3.00%
前 島 崇 志	58,000株	2.56%
三 川 信 一	47,000株	2.07%
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	44,100株	1.94%
トウアバルブグループ従業員持株会	39,542株	1.74%

（注）当社は、自己株式410,856株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（平成28年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 (社長執行役員)	真 鍋 吉 久	—
取 締 役 (副社長執行役員)	笹 野 幸 明	営業本部長、メンテナンス本部統括、トウアバルブオーパーシーズPte.Ltd.取締役社長、トウアサービス株式会社取締役、東亜クリエイト株式会社取締役
取 締 役 (専務執行役員)	氏 野 正	品質保証統括、内部監査室統括
取 締 役 (常務執行役員)	飯 田 明 彦	管理本部長、トウアサービス株式会社代表取締役社長、トウアバルブオーパーシーズPte.Ltd.取締役、東亜クリエイト株式会社取締役
取 締 役 (常務執行役員)	角 谷 正 昭	バルブ製造本部長、製鋼製造本部統括、トウアサービス株式会社取締役
取 締 役	高 橋 正 憲	西華産業株式会社取締役常務執行役員営業統括本部副本部長電力事業所管兼大阪社長
取 締 役	浜 本 光 浩	きっかわ法律事務所パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	厨 子 茂 治	トウアサービス株式会社監査役、東亜クリエイト株式会社監査役
監 査 役	萬 成 隆	三菱商事株式会社理事関西支社副支社長兼電力プラント部長、三菱商事パワーシステムズ株式会社非常勤取締役、わかさ大飯マリンワールド株式会社非常勤取締役
監 査 役	生 川 友佳子	生川友佳子税理士事務所税理士(所長)

- (注) 1. 取締役高橋正憲、浜本光浩の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役浜本光浩氏は、証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であり、東京証券取引所に対して独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役萬成 隆、生川友佳子の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役生川友佳子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成27年12月22日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、唐澤裕一、片山祥徳の両氏は、取締役を任期満了により退任いたしました。
6. 平成27年12月22日開催の第16回定時株主総会において、飯田明彦、角谷正昭の両氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
7. 平成27年12月22日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、堤 三雄氏は監査役を任期満了により退任し、永森久善氏は監査役を辞任いたしました。
8. 平成27年12月22日開催の第16回定時株主総会において、萬成 隆、生川友佳子の両氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(ご参考)

当社は、執行役員制度を導入しております。平成28年9月30日現在の執行役員は10名であり、取締役を兼務しない執行役員は次の5名です。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	田 中 博 之	製鋼製造本部長
執 行 役 員	三 宅 利 幸	メンテナンス本部長、トウアバルブオーバーシーズPte.Ltd. 取締役
執 行 役 員	平 野 重 充	管理本部副本部長、人事総務部長
執 行 役 員	阪 口 博 保	営業本部副本部長、営業第2部長、トウアバルブオーバーシーズPte.Ltd. 取締役
執 行 役 員	森 川 久 志	バルブ製造本部副本部長、技術部長

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	7 名 （1 名）	101百万円 （4 百万円）
監査役（うち社外監査役）	3 名 （2 名）	16百万円 （5 百万円）
合 計（うち社外役員）	10 名 （3 名）	118百万円 （9 百万円）

- (注) 1. 上記人数並びに取締役及び監査役の報酬等の総額には、平成27年12月22日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、上記取締役のうち、使用人兼務取締役はおりません。
3. 平成19年12月21日開催の第8回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 平成21年12月22日開催の第10回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額8千万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬額の総額には、当事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した役員賞与と支給予定額が取締役6名分14百万円（うち社外取締役1名分0百万円）が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役高橋正憲氏は、西華産業株式会社の取締役常務執行役員営業統括本部副本部長電力事業所管兼大阪支社長であり、同社と当社との間には取引関係があります。

取締役浜本光浩氏は、きっかわ法律事務所のパートナー弁護士であり、同所と当社との間には取引関係があります。

監査役萬成 隆氏は、三菱商事株式会社の理事関西支社副支社長兼電力プラント部長及び三菱商事パワーシステムズ株式会社の非常勤取締役であり、当社は三菱商事株式会社及び三菱商事パワーシステムズ株式会社との間にそれぞれ主要な取引関係があります。なお、三菱商事株式会社及び三菱商事パワーシステムズ株式会社はそれぞれ当社の特定関係事業者であります。また、同氏は、わかさ大飯マリンワールド株式会社の非常勤取締役であり、同社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役生川友佳子氏は、生川友佳子税理士事務所の所長であり、同所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	高 橋 正 憲	当事業年度開催の取締役会には12回中9回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	浜 本 光 浩	当事業年度開催の取締役会には12回中12回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	萬 成 隆	平成27年12月22日監査役就任以降に当事業年度開催の取締役会には8回中8回、監査役会には9回中9回出席しており、必要に応じ、独立した立場で適宜発言を行っております。
	生 川 友佳子	平成27年12月22日監査役就任以降に当事業年度開催の取締役会には8回中8回、監査役会には9回中9回出席しており、必要に応じ、独立した立場で適宜発言を行っております。

(注) 取締役会につきましては上記のほか、書面決議を3回行っております。

ハ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役浜本光浩氏並びに社外監査役萬成 隆氏及び社外監査役生川友佳子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 27,000千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の

合計額 27,000千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額等を区別しておらず、実質的にも区別できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、前事業年度の会計監査人の監査実績に対する関係部署からの意見聴取の上、常勤監査役による分析・評価を実施し、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画等に基づき審議した結果、報酬等は妥当と判断し同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務のほかは委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 9 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,728,889	流 動 負 債	2,331,216
現 金 及 び 預 金	3,642,646	支払手形及び買掛金	623,585
受取手形及び売掛金	3,155,870	電 子 記 録 債 務	120,815
有 価 証 券	10,031	短 期 借 入 金	10,000
た な 卸 資 産	1,846,026	1年以内返済予定の 長 期 借 入 金	538,300
繰 延 税 金 資 産	2,092	リ ー ス 債 務	16,479
そ の 他	78,221	未 払 法 人 税 等	7,503
貸 倒 引 当 金	△6,000	賞 与 引 当 金	290,952
固 定 資 産	2,065,382	役 員 賞 与 引 当 金	14,914
有 形 固 定 資 産	1,285,488	受 注 損 失 引 当 金	396,179
建 物 及 び 構 築 物	368,557	そ の 他	312,486
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	567,458	固 定 負 債	1,348,550
土 地	261,363	長 期 借 入 金	379,414
リ ー ス 資 産	25,307	リ ー ス 債 務	57,765
建 設 仮 勘 定	4,862	繰 延 税 金 負 債	65,525
そ の 他	57,939	P C B 処 理 引 当 金	18,160
無 形 固 定 資 産	177,958	退 職 給 付 に 係 る 負 債	764,991
ソ フ ト ウ ェ ア	122,396	そ の 他	62,693
リ ー ス 資 産	43,438	負 債 合 計	3,679,766
そ の 他	12,123	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	601,935	株 主 資 本	6,933,890
投 資 有 価 証 券	546,310	資 本 金	1,739,559
そ の 他	67,169	資 本 剰 余 金	2,019,967
貸 倒 引 当 金	△11,544	利 益 剰 余 金	3,857,249
資 産 合 計	10,794,271	自 己 株 式	△682,885
		その他の包括利益累計額	141,934
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	174,974
		為 替 換 算 調 整 勘 定	7,205
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△40,245
		非 支 配 株 主 持 分	38,680
		純 資 産 合 計	7,114,505
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,794,271

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年10月1日から)
(平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,520,743
売上原価	6,747,890
売上総利益	1,772,853
販売費及び一般管理費	1,525,736
営業利益	247,117
営業外収益	
受取利息及び配当金	17,054
受取家賃	7,064
受取保険金	15,859
補助金収入	11,333
雑収入	15,802
営業外費用	
支払利息	13,094
和解金	4,825
雑損	625
経常利益	295,686
特別利益	
固定資産売却益	6,955
特別損失	
固定資産処分損	9,398
ゴルフ会員権評価損	4,325
税金等調整前当期純利益	288,916
法人税、住民税及び事業税	39,915
法人税等調整額	3,069
当期純利益	245,931
非支配株主に帰属する当期純利益	13,938
親会社株主に帰属する当期純利益	231,993

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から)
(平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,739,559	2,019,967	3,753,645	△616,255	6,896,916
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△128,389	—	△128,389
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	231,993	—	231,993
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△66,630	△66,630
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	103,603	△66,630	36,973
当 期 末 残 高	1,739,559	2,019,967	3,857,249	△682,885	6,933,890

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	182,257	14,149	△35,069	161,337	24,742	7,082,996
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△128,389
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	231,993
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△66,630
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△7,283	△6,943	△5,176	△19,403	13,938	△5,464
当 期 変 動 額 合 計	△7,283	△6,943	△5,176	△19,403	13,938	31,508
当 期 末 残 高	174,974	7,205	△40,245	141,934	38,680	7,114,505

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年 9 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,397,340	流 動 負 債	2,186,804
現金及び預金	3,480,494	支 払 手 形	241,017
受 取 手 形	519,436	電 子 記 録 債 務	120,815
売 掛 金	2,504,749	買 掛 金	330,750
有 価 証 券	10,031	短 期 借 入 金	10,000
商 品 及 び 製 品	99,371	1年以内返済予定の	520,800
仕 掛 品	1,005,260	長 期 借 入 金	16,479
原材料及び貯蔵品	705,625	リ ー ス 債 務	99,951
そ の 他	121,005	未 払 金	85,732
貸 倒 引 当 金	△48,633	未 払 費 用	2,817
固 定 資 産	2,108,991	設 備 関 係 支 払 手 形	12,555
有 形 固 定 資 産	1,312,476	賞 与 引 当 金	278,732
建 物	345,603	役 員 賞 与 引 当 金	14,914
構 築 物	15,258	受 注 損 失 引 当 金	396,179
機 械 及 び 装 置	602,535	そ の 他	56,059
車 両 運 搬 具	832	固 定 負 債	1,316,913
工具、器具及び備品	56,713	長 期 借 入 金	379,414
土 地	261,363	リ ー ス 債 務	57,765
リ ー ス 資 産	25,307	退 職 給 付 引 当 金	724,745
建 設 仮 勘 定	4,862	P C B 処 理 引 当 金	18,160
無 形 固 定 資 産	177,670	繰 延 税 金 負 債	74,135
特 許 実 施 権	5,310	そ の 他	62,693
ソ フ ト ウ ェ ア	122,264	負 債 合 計	3,503,718
リ ー ス 資 産	43,438	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	6,657	株 主 資 本	6,827,639
投 資 そ の 他 の 資 産	618,844	資 本 金	1,739,559
投 資 有 価 証 券	546,310	資 本 剰 余 金	3,258,412
関 係 会 社 株 式	21,222	資 本 準 備 金	772,059
出 資 金	3,096	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,486,352
長 期 貸 付 金	38,126	資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 減 少 差 益	2,486,191
そ の 他	58,237	自 己 株 式 処 分 差 益	161
貸 倒 引 当 金	△48,148	利 益 剰 余 金	2,512,553
資 産 合 計	10,506,332	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,512,553
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,512,553
		自 己 株 式	△682,885
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	174,974
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	174,974
		純 資 産 合 計	7,002,614
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,506,332

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年10月1日から)
(平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,784,039
売 上 原 価	6,178,509
売 上 総 利 益	1,605,529
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,444,825
営 業 利 益	160,704
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,110
有 価 証 券 利 息	3,273
受 取 配 当 金	13,403
受 取 家 賃	11,884
受 取 保 険 金	15,859
補 助 金 収 入	11,333
雑 収 入	23,071
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12,778
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	15,556
和 解 金	4,825
雑 損 失	1,082
経 常 利 益	206,398
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	6,267
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	9,362
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	4,325
税 引 前 当 期 純 利 益	198,977
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,583
当 期 純 利 益	174,394

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から)
(平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金		資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
			資本金及び 資本準備金 減少差益	自己株式 処分差益		繰 越 利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,739,559	772,059	2,486,191	161	3,258,412	2,466,549	2,466,549
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△128,389	△128,389
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	174,394	174,394
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	46,004	46,004
当 期 末 残 高	1,739,559	772,059	2,486,191	161	3,258,412	2,512,553	2,512,553

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△616,255	6,848,265	182,257	182,257	7,030,523
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	△128,389	—	—	△128,389
当 期 純 利 益	—	174,394	—	—	174,394
自己株式の取得	△66,630	△66,630	—	—	△66,630
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△7,283	△7,283	△7,283
当 期 変 動 額 合 計	△66,630	△20,626	△7,283	△7,283	△27,909
当 期 末 残 高	△682,885	6,827,639	174,974	174,974	7,002,614

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月18日

東亜バルブエンジニアリング株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 和 田 朝 喜 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 岡 本 健 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜バルブエンジニアリング株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜バルブエンジニアリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月18日

東亜バルブエンジニアリング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 和田 朝 喜 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健 一 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜バルブエンジニアリング株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、現時点で指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月19日

東亜バルブエンジニアリング株式会社 監査役会

常勤監査役 厨 子 茂 治 ㊟

監 査 役 萬 成 隆 ㊟

監 査 役 生 川 友佳子 ㊟

(注) 監査役萬成 隆、生川友佳子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、当社グループの資源を最大限に活用し、高効率の経営により、最大限の利益を生み出すことによって、安定した配当を実施することを基本方針としております。

当期の連結業績は、前期に比して減収減益とはなりましたが、大幅な業績改善となった前期に引き続き黒字とすることができました。また6月には4期ぶりに中間配当を再開し、9月には自己株式取得を実施することで株主還元に取り組んでまいりました。

しかし経営環境そのものは依然、主要事業である原発関連マーケットに不確実性を有し、来期の業績想定も、売上高83億円、営業利益1億円を見込むものの、多くの不確定要因が潜在し、その達成は決して楽観視できるものではないことから、まだまだ、継続的且つ安定性の高い経営環境が整ったとは言えない状況です。

引き続き、攻めの営業活動で収益拡大を目指すとともに、当期実施した株式会社キッツとの業務提携を重要施策として推進することで、業容拡大と業績の安定化に全力で取り組んでまいります。

つきましては、当期末配当は、配当方針に基づき、これらの状況・背景を勘案した結果、1株当たり15円といたしたいと存じます。

前述のとおり、当期は中間配当15円を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり30円となり、前期の年間配当金40円からは10円の減配となりますが、かかる結論に至った背景・状況につき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円 総額34,016,160円

なお、本年6月に中間配当として当社普通株式1株につき15円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき30円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能のより一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役及び取締役会に関する規定の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役との間の責任限定契約に関する現行定款第32条（取締役との責任限定契約）の規定につきまして、現行の報酬水準に照らして金額表示にかかる部分を追加するものであります。

なお、現行定款第32条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条（条文省略） （機関の設置） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を <u>置く</u> 。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第1章 総 則 第1条～第3条（現行どおり） （機関の設置） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を <u>おく</u> 。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> （削 除） 3. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第5条～第14条（条文省略） （株主総会の招集権者および議長） 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第16条～第19条（条文省略） 第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数） 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。 （新 設） （取締役の選任） 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 ②（条文省略） ③（条文省略） （取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新 設）	第5条～第14条（現行どおり） （株主総会の招集権者および議長） 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>が株主総会を招集し、議長となる。 第16条～第19条（現行どおり） 第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数） 第20条 当会社の取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>は、10名以内とする。 ② <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> （取締役の選任） 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ②（現行どおり） ③（現行どおり） （取締役の任期） 第22条 取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。 (執行役員) 第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を置くことができる。 ② (条文省略) 第25条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。 (執行役員) 第24条 取締役会は、その決議によって執行役員をおくことができる。 ② (現行どおり) 第25条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第27条 (条文省略) ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の決議の方法) 第28条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(取締役会の招集権者および議長) 第27条 (現行どおり) ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の決議の方法) 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新 設) 第30条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	(重要な業務執行の決定の委任) 第30条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第31条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	第31条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役との責任限定契約) <u>第32条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 <u>第5章 監査役および監査役会</u> (監査役の員数) <u>第33条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。 <u>(常勤監査役および常任監査役)</u> <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 ② 監査役会は、常勤監査役の中より常任監査役を定めることができる。 <u>(監査役の選任)</u> <u>第35条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>(監査役の任期)</u> <u>第36条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(取締役との責任限定契約) <u>第33条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>100万円または同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額</u>とする。 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第37条</u> 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
<u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第38条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
<u>(監査役会規則)</u> <u>第39条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第40条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)
<u>(監査役との責任限定契約)</u> <u>第41条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削 除)
(新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第34条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第35条</u> 監査等委員会の招集通知は、会 日より3日前までに各監査等委員 に対してこれを発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。
(新 設)	<u>②</u> 監査等委員の全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで 監査等委員会を開催することがで きる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第36条</u> 監査等委員会の決議は、議決に 加わることができる監査等委員の 過半数が出席し、出席した監査等 委員の過半数をもって行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、 法令または本定款に定めがあるも ののほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規則による。
第42条～第43条（条文省略）	第38条～第39条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取 締役が監査役会の同意を得て定め る。	（会計監査人の報酬等） 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取 締役が監査等委員会の同意を得て 定める。
第45条～第48条（条文省略）	第41条～第44条（現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	まなべ よしひさ 真 鍋 吉 久 (昭和23年8月20日)	昭和46年3月 東亜パルプ株式会社入社 平成14年12月 当社取締役 平成17年12月 当社常務取締役 平成22年4月 当社専務取締役専務執行役員パルプ製造事業部長兼品質保証統括本部長 平成26年7月 当社取締役首席技監執行役員パルプ製造本部長、製鋼製造本部・総括安全衛生管理室担当 平成26年12月 当社取締役首席技監執行役員品質保証統括 平成27年12月 当社代表取締役社長執行役員「七本の矢」 作戦本部長兼品質保証統括 平成28年6月 当社代表取締役社長執行役員「七本の矢」 作戦本部長 平成28年9月 当社代表取締役社長執行役員、現在に至る。	3,100株
【当社との特別の利害関係】 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			
【取締役候補者とした理由】 同氏が当社で永年培ってきた技術開発部門、製造部門における豊富なビジネス経験・見識を有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備えていると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、平成27年12月に代表取締役に就任し、経営全般に携わっております。			
【第17期開催の取締役会出席状況】 当事業年度の取締役会には12回中11回出席。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	ささの こうめい 笹 野 幸 明 (昭和28年9月10日)	昭和57年3月 東亜エンジニアリング株式会社入社 平成22年4月 当社執行役員営業本部長 平成24年12月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成26年7月 当社取締役専務執行役員営業本部長 平成26年7月 東亜クリエイト株式会社取締役、現在に至る。 平成26年10月 トウアバルブオーバーシーズPte. Ltd. 取締役社長、現在に至る。 平成27年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼改革推進本部長 平成27年12月 当社取締役副社長執行役員営業本部長兼改革推進本部長 平成28年6月 当社取締役副社長執行役員営業本部長兼改革推進本部長兼メンテナンス本部統括 平成28年6月 トウアサービス株式会社取締役、現在に至る。 平成28年9月 当社取締役副社長執行役員営業本部長兼メンテナンス本部統括、現在に至る。 〔重要な兼職の状況〕 トウアバルブオーバーシーズPte. Ltd. 取締役社長 トウアサービス株式会社取締役 東亜クリエイト株式会社取締役	4,000株
		【当社との特別の利害関係】 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	
		【取締役候補者とした理由】 同氏が当社で永年培ってきた営業分野での豊富なビジネス経験・見識を有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備えていると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	
		【第17期開催の取締役会出席状況】 当事業年度の取締役会には12回中12回出席。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	うじの ただし 氏 野 正 (昭和29年12月20日)	昭和53年4月 東亜エンジニアリング株式会社入社 平成17年10月 当社内部監査室長 平成20年12月 当社取締役内部監査室長 平成22年4月 当社取締役執行役員内部監査室長 平成22年12月 当社常勤監査役 平成25年12月 トウアサービス株式会社代表取締役社長 平成25年12月 当社取締役常務執行役員メンテナンス本部 	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	いいだ あきひこ 飯 田 明 彦 (昭和34年 7月18日)	昭和58年 4 月 東亜バルブ株式会社入社 平成16年12月 当社経理部長 平成19年11月 トウアバルブオーバークーシーズPte. Ltd. 取締役、現在に至る。 平成20年10月 当社管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画室長 平成24年 7 月 当社執行役員管理本部長兼「七本の矢」作戦本部副本部長 平成26年12月 トウアサービス株式会社代表取締役社長、現在に至る。 平成27年12月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼「七本の矢」作戦本部副本部長 平成28年 6 月 東亜クリエイト株式会社取締役、現在に至る。 平成28年 9 月 当社取締役常務執行役員管理本部長、現在に至る。 〔重要な兼職の状況〕 トウアサービス株式会社代表取締役社長 トウアバルブオーバークーシーズPte. Ltd. 取締役 東亜クリエイト株式会社取締役	1,400株
		【当社との特別の利害関係】 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	
		【取締役候補者とした理由】 同氏が当社で永年培ってきた管理部門での豊富なビジネス経験・見識を有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備えていると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	
		【第17期開催の取締役会出席状況】 平成27年12月22日取締役就任以降、当事業年度の取締役会には8回中8回出席。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	かくたに まさあき 角 谷 正 昭 (昭和34年1月15日)	昭和56年4月 東亜エンジニアリング株式会社入社 平成20年10月 当社製造部長兼総括安全衛生管理室長 平成23年4月 当社バルブ製造事業部副事業部長兼製造部 長兼総括安全衛生管理室長 平成24年7月 当社執行役員製鋼製造本部長兼バルブ製造 本部副本部長 平成26年12月 当社執行役員バルブ製造本部長兼製鋼製造 本部統括 平成27年12月 トウアサービス株式会社取締役、現在に至 る。 平成27年12月 当社取締役常務執行役員バルブ製造本部長 兼製鋼製造本部統括、現在に至る。 〔重要な兼職の状況〕 トウアサービス株式会社取締役	2,300株
【当社との特別の利害関係】 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の主たる事業であるメンテナンス部門、バルブ製造部門、製鋼製造部門の管 理監督経験に基づき、幅広い知見と横断的視野を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企 業価値の向上に貢献できる資質を兼ね備えていると判断したため、取締役として選任をお願い するものであります。			
【第17期開催の取締役会出席状況】 平成27年12月22日取締役就任以降、当事業年度の取締役会には8回中8回出席。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	たかはし まさのり 高 橋 正 憲 (昭和32年5月25日)	平成2年3月 西華産業株式会社入社 平成19年4月 同社高松支店長 平成21年4月 同社広島支店長 平成24年4月 同社大阪営業第一本部長代理兼原動機部長 平成25年4月 同社大阪営業第一本部長兼原動機部長 平成25年12月 当社取締役、現在に至る。 平成26年4月 西華産業株式会社執行役員営業統括本部本部長代理電力事業所管兼大阪電力部長 平成27年4月 同社執行役員営業統括本部副本部長電力事業所管 平成27年6月 同社取締役上席執行役員営業統括本部副本部長電力事業所管 平成28年4月 同社取締役常務執行役員営業統括本部副本部長電力事業所管兼大阪支社長、現在に至る。 〔重要な兼職の状況〕 西華産業株式会社取締役常務執行役員営業統括本部副本部長電力事業所管兼大阪支社長	一株
	【当社との特別の利害関係】 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏が機械分野における総合商社で培ってきた豊富な経験及び電力ビジネスに関する幅広い見識を活かし、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
	【重要な兼職に関する事項】 同氏は、西華産業株式会社の取締役常務執行役員営業統括本部副本部長電力事業所管兼大阪支社長であり、当社は西華産業株式会社との間に取引関係があります。		
	【責任限定契約の締結について】 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、100万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。		
	【第17期開催の取締役会出席状況】 当事業年度の取締役会には12回中9回出席。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
7	ありまつ きよたか 有 松 清 高 (昭和33年5月7日)	昭和57年3月 株式会社北沢バルブ(現 株式会社キッツ) 入社 平成2年3月 同社東京支店横浜営業所長 平成12年4月 同社汎用弁事業本部事業企画部長 平成14年4月 同社国内営業本部大阪支社長 平成17年2月 同社海外営業本部事業推進部長兼プロジェクト営業部長 平成21年4月 同社バルブ事業統括部事業企画部長 平成25年4月 同社バルブ事業統括本部マーケティング部 長 平成28年4月 同社バルブ事業統括本部プロダクトマネジ メントセンター長代理、現在に至る。 〔重要な兼職の状況〕 株式会社キッツバルブ事業統括本部プロダクトマネジメン トセンター長代理	一株
	【当社との特別の利害関係】 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、同氏がバルブ業界で培ってきた豊富な経験及び同業界における幅広い見識を活かし、当社と違った目線で当社の経営に適切な助言をいただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
	【重要な兼職に関する事項】 同氏は、株式会社キッツのバルブ事業統括本部プロダクトマネジメントセンター長代理であり、当社は株式会社キッツとの間に取引関係があります。		
	【責任限定契約の締結について】 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、100万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。		

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	ひらの しげみつ 平 野 重 充 (昭和32年7月20日) 【新任】	平成5年2月 東亜パルプ株式会社入社 平成15年3月 当社総務部総務課長 平成17年10月 当社総務統括部主務兼総務課長 平成20年10月 当社管理本部人事総務部長兼総務課長 平成22年4月 当社管理本部人事総務部長 平成24年7月 当社参与管理本部副本部長兼人事総務部長 平成27年12月 当社執行役員管理本部副本部長兼人事総務部長、現在に至る。 〔重要な兼職の状況〕 トウアサービス株式会社監査役 東亜クリエイト株式会社監査役	100株
【当社との特別の利害関係】 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏が当社で永年培ってきた管理部門での豊富なビジネス経験・見識を、当社の経営の監督に活かしていただけのも と判断したため、監査等委員である取締役に選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	はまもと みつひろ 浜 本 光 浩 (昭和45年 4月18日) 【新任】※ 【社外取締役候補者】 候補者】 【独立役員候補者】 【在任期間2年】	平成12年10月 弁護士登録 平成12年10月 山田忠史法律事務所入所 平成16年10月 きっかわ法律事務所入所 平成20年 4月 同所パートナー弁護士、現在に至る。 平成26年12月 当社取締役、現在に至る。 〔重要な兼職の状況〕 きっかわ法律事務所パートナー弁護士	一株
	【当社との特別の利害関係】 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の弁護士としての経験と専門知識を活かし、当社の経営に適切な助言をいただけると判断したため、また、同氏の適切な助言により、当社のガバナンス体制の強化に繋がるかと判断したため、監査等委員である取締役に選任をお願いするものであります。		
	【責任限定契約の締結について】 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、100万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、現在、当社と同氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。		
	【独立役員候補者】 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、現在、同氏は、当社の独立役員であります。		

※浜本光浩氏は、現在、当社の社外取締役でありますが監査等委員である社外取締役の候補者になりません。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
3	いくかわ ゆかこ 生 川 友佳子 (昭和49年4月20日) 【新任】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	平成9年4月 オリックス株式会社入社 平成10年6月 齊藤会計事務所入所 平成13年9月 公認会計士・税理士古本正事務所（現デロイト トーマツ税理士法人）入所 平成15年3月 税理士登録 平成27年10月 生川友佳子税理士事務所所長、現在に至る。 平成27年12月 当社監査役、現在に至る。 【重要な兼職の状況】 生川友佳子税理士事務所税理士（所長）	一株
	【当社との特別の利害関係】		
	同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】		
	同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の税理士としての経験と専門知識を、当社の監督・監査体制に活かしていただけるものと判断したため、監査等委員である取締役に選任をお願いするものであります。		
	【責任限定契約の締結について】		
	第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、100万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、現在、当社と同氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。		
	【独立役員候補者】		
	第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。		

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
すずき ひろみ 鈴木 浩 巳 (昭和35年4月13日) 【社外取締役 候補者】 【独立役員候補者】	昭和61年1月 司法書士登録 昭和61年1月 鈴木司法書士事務所入所 平成17年4月 同所所長、現在に至る。 〔重要な兼職の状況〕 鈴木司法書士事務所司法書士（所長） 通天閣観光株式会社社外監査役	一株
【当社との特別の利害関係】 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の司法書士としての専門知識と経験を監査等委員である社外取締役に就任された場合に当社の監督・監査体制に活かしていただけるものと判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		
【責任限定契約の締結について】 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任する場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、100万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。		
【独立役員候補者】 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任する場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。		

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年12月21日開催の第8回定時株主総会において、年額2億円以内にご承認いただき、現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情も勘案し、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と定めることをお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を原案どおりご承認いただきました場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額について、経済情勢等諸般の事情も勘案し、年額5,000万円以内と定めることをお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を原案どおりご承認いただきました場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

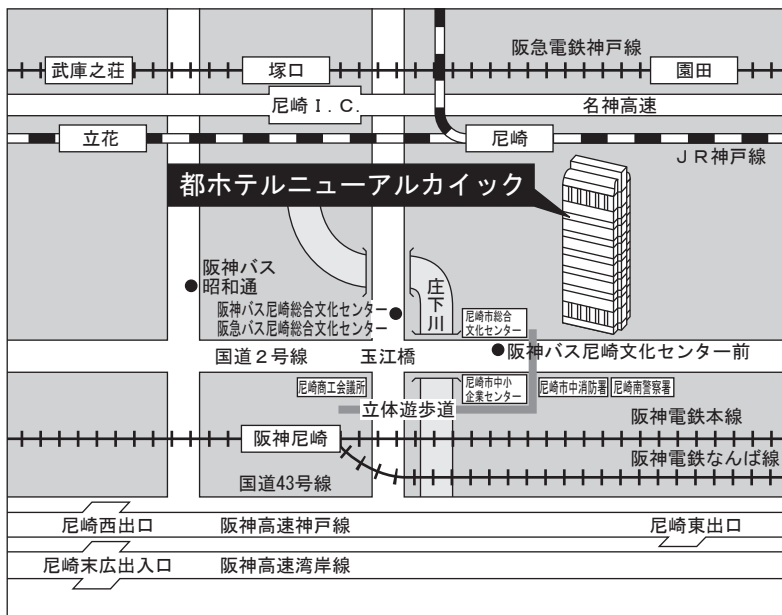
以 上

<MEMO>

東亜バルブエンジニアリング株式会社

株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県尼崎市昭和通二丁目7番1号
都ホテルニューアルカイク 3階 鳳凰南の間
電話 06-6488-7777(代表)



アクセス

- 阪神尼崎駅より立体遊歩道にて 徒歩約5分
- 阪神バス JR尼崎駅より尼崎総合文化センター下車 徒歩約3分
(尼崎市内線) JR立花駅より昭和通下車 徒歩約7分
阪急塚口駅より昭和通下車 徒歩約7分
阪急園田駅より尼崎総合文化センター下車 徒歩約3分
阪急武庫之荘駅より昭和通下車 徒歩約7分
- 阪急バス 尼崎総合文化センター下車 徒歩約3分
- 阪神バス 尼崎文化センター前下車 徒歩約2分
(阪神線)

